平成30(2018)年度 柘植地域まちづくり協議会 事業会計の科目とその基準

【収入の部の科目】→「収入一覧表」に記入後、「収入決算書・監査書」へ記載のこと

14071		・ 秋八 見衣」に能入及、 秋八八井首 血直首」 ・記載のここ
科目		内容
繰越金		複数年度の事業に関して、繰越金がある特別な場合に限る (通常はない)。
		※単年度収支事業(原則)や新規事業においては不要。
まち協予	算より	総会で承認された(見込み)額。※9月に補正する可能性あり。
会費収入	(見込み)	催し物などの会費収入などを見込む場合。(単価×数など)
売上金	(見込み)	物品販売による収入を見込む場合。(単価×数など)
	受託金	事業活動による受託収入を見込む場合。(委託元等を記載)
その他	寄付金、	寄附金や協賛金などを見込む場合は記入。(協賛者等を記載)
	協賛金	
	その他	※それ以外の収入を見込む場合は会計まで相談してください。

【支出の部の科目】→「支出(領収書)一覧表」に記入後、「収入決算書・監査書」へ記載のこと ※「自主財源」での支出は、下記基準と異なってもよいが、監査に堪えうる常識の範囲でお願いします。

	1	は、下記至学に共なりでもないが、血直に地えりる市域の製団での願いしより。
科目	細目	内 容
人件費	賃金(日当)	事業実施に係る運営スタッフの賃金等、市の基準(820円/時)に準じる。
		・まち協運営に係る賃金は原則800円/時とする。半日2時間分で計算する。 ・各事業における賃金は指定した事業(コミュニティビジネス)に限る。
		※「経営計画」を認められた場合に限る。
報償費	謝礼・謝金	・視察研修や講演会などの講師、事業実施に対する技術者への謝礼(金
		銭または物品)、その他事業実施に直接必要なもので、実施主体者(部
		会員、実行委員等)以外の者に支払う経費。
		※市の基準に準じる。(市の審議会等委員、1回6,000円)
		大学講師などは相場によるが、特別な場合は相談してください。
		・視察先への手土産は「需用費(消耗品)」で処理する。
		・出演料等は相場によるが、特別な場合は相談してください。
旅費		講師や出演者に係る交通費や宿泊費、先進地視察等研修旅費、事業推進
		調査旅費も含む。切符代 (実費)・燃料代 (37円/km) 等の費用弁償は市
		の基準に準じる。(柘植まち協は30円/1km、少数以下切り捨てで)
需用費	燃料費	混合油等 (移動に関する燃料代は上記「旅費」で処理する。)
	消耗品費	・事業の実施に要する消耗品費(各種材料費、教材、資料代を含む)
		・視察研修先への手土産代(1個あたり税抜き 2,000 円を上限とする)。
		・イベント等における安価な景品・賞品代(1個あたり税抜き 500 円上
		限)。事業参加者への手土産は不可。
印刷製本費		印刷や製本にかかる費用全般。(用紙代、写真代、看板・横断幕等製作
		費を含む)※用紙代は各事業で特別に買う場合に限る。
食糧費		・事業の実施に直接必要となる研修会講師等の昼食代飲料代(1個あた
		り税抜き 1,000 円を上限とする。)
		・事業参加者の飲物・茶菓子代(弁当代は不可)。
		※自主財源であっても事業実施中はアルコール不可、社会常識に見合うもの
役務費	通信運搬費	事業の実施に要する通信費 (振込手数料、郵便切手、電話料金)
	その他	保険料、通訳料、筆耕料
委託料		事業の実施に直接必要なもので実施主体の構成員以外の者に支払う経費
使用料	使用料	事業の実施に要する会場借上料、コピー使用料、高速通行料、施設入場料
賃借料	借上料	バス借上料、自家用車借上料(柘植まち協は500円/半日とする)
備品購入費		3年間以上その形状を変えることなく使用できるもの(5万円以内に限
		る)。ただし、運営委員会が適正と認めるものはこの限りでない。